許可を得た地方債（平成21年度から令和3年度までの各年度においてIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

G_{14} ＝ 0.009

G_{15} ＝ 0.010

G_{16} ＝ 0.005

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02134

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02981

G_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02401

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03115

G_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02347

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134

G_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02431

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03141

G_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

G_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.026

許可を得た地方債（平成21年度から令和2年度までの各年度においてIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

I_{14} ＝ 0.009

I_{15} ＝ 0.010

I_{16} ＝ 0.005

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

I_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

I_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02139

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02987

I_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02404

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03118

I_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02350

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03138

I_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

I_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

I_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

I_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.026